

令和6年4月1日施行

# 藤枝市認知症とともに生きる 共創のまちづくり条例

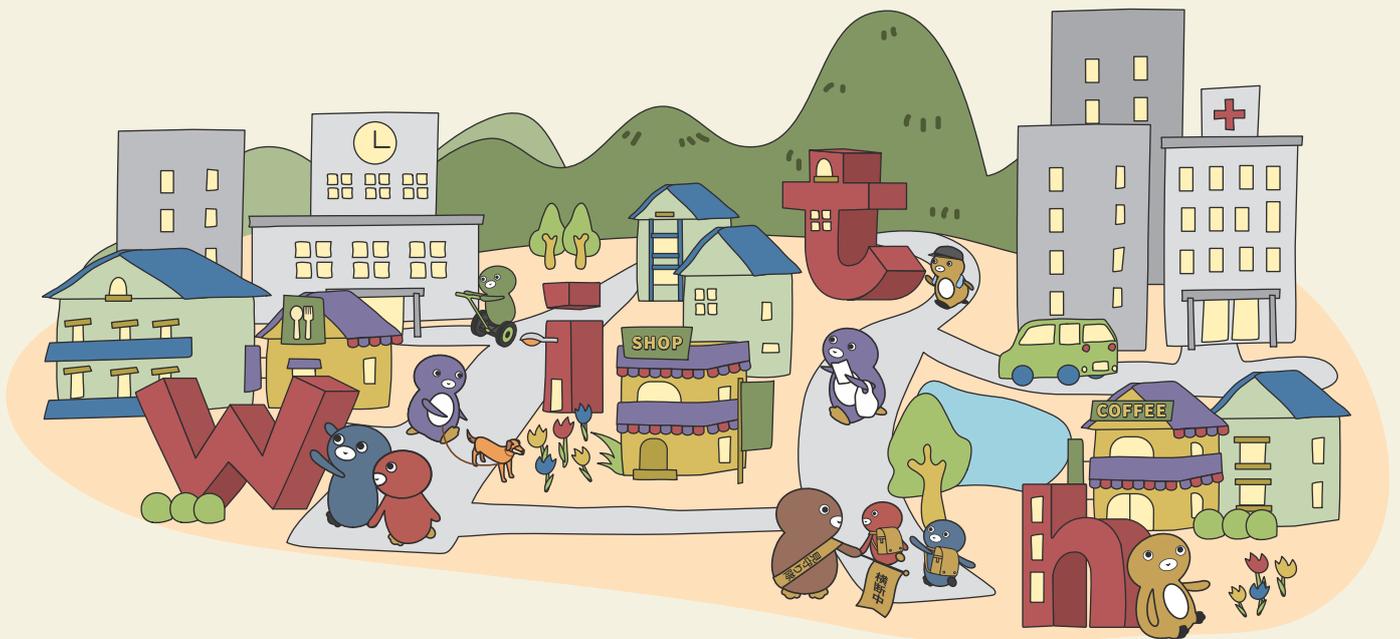
高齢化が進むなか、認知症は子どもから大人まで

全ての人にとって、関わりのあるものです。

安心して認知症とともに生きることができるまちを、  
世代や立場を超えて、一人ひとりの個性と力で共に創り、

誰もが自分らしく暮らすことができる

活力ある共生社会の実現に向けて、この条例をつくりました。



# 条例に込められた思い

さまざまな人たちの声や意見を基に条例をつくりました。



## 認知症の人の声

● 認知症という「病」と思いますが、自然なことで、みんな通る道。  
● 特別に考えていません。自分も周りも自然なこととして過ごせるとよいと思っています。 (80代 男性)

● 認知症と診断された時はもうだめだと思い、人には言えなかった。でも実際には全てのことがいっぺんにできなくなるわけではなかった。自分の中に認知症に対する偏見があることに気づいた。 (60代 男性)

● 全部まかせて何もしないのも辛い。活躍したい、人の役に立ちたい。頼まれれば何でもやる。(80代 女性)

● 予定の管理が大変。忘れてしまうことでイライラしてしまうけれど、この年まで頑張っているんだからあきらめたくない。(70代 女性)

● 友だちに認知症であることを伝えた。友だちは「あ、そうなんだ」という感じ。私は私であることに変わりはない。 (60代 男性)

## 認知症になってからも自分らしく暮らすために必要だと思うこと

(令和5年度 認知症に関する意識調査より)

- 認知症についてよくないイメージを持っている人が多い。イメージを変えて理解していくこと。
- 「わたし認知症になったんだ」と言いやすい社会になること。
- 「私、認知症なんです」と自ら言う人が何人かでもいれば、そのような文化も育つかも知れない。
- 周りの人も全てをやってあげるのではなく、認知症の人の意思を尊重してサポートしていくことが大切。
- 自分が認知症になった時にどのように過ごしたいか、今から考え周りに伝えたり、ノートに残しておきたい。
- サポートする家族にも自分の人生があり、それを楽しめる環境が必要。
- 自分でできることは最後までやる。この気持ちが大切だと思います。

# 安心して認知症とともに生きることができる まちづくりに大切なこと

どのような年代や状態であっても、どこで暮らしていても、  
全ての認知症の人が個性ある一人の人として自分らしく暮らし続ける。

好きな服を自分で選ぶ



わたしの大切な日課



会社のプラスになりたい



認知症とともに生きることの理解を深め、  
一人ひとりが認知症について「新しい考え方」へ変えていこう。



## これまでの考え方

- 他人ごと。自分には関わりがない。
- 本人には分からない。できない。
- 支援してあげる。支援が必要な人。



## 新しい考え方へ

- 自分ごと。自分にも関わりがある。
- 本人なりに分かる。できることがある。
- 力を活かして活躍する。支え合う。

子どもから大人まで、一人ひとりが個性と力を活かし合い、  
創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出し、みんなが暮らしやすいまちを共に創る。



藤枝市認知症とともに生きる  
共創のまちづくり条例  
全文はこちら



# まちづくりに大切なそれぞれの役割

だれもが自分らしく暮らすことができるまちへ

## 市民のわたしたちができること

- 認知症とともにによりよく暮らすための備えとして、認知症について知り、認知症とともに生きることへの理解を深めよう。

- これまでの繋がりを大切に、支え合い、社会との関わりを持ち続けよう。



- 認知症になってからも、自分の経験や思い、考えを伝えながら、自分らしく暮らし続けていきましょう。



## 事業者※ができること

※お店や企業等

- 認知症の人との関わりを通じて、相互に理解を深め、認知症の人が買い物をしたりサービスを利用する際には、その意向を大切に、必要な配慮を行いましょよう。



- 認知症の人や家族等が働きやすい環境を整え、働き続けられるよう配慮しましょう。

## 関係機関※ができること

※医療や介護など認知症の人の生活の支援に関わる機関

- 認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人が必要なときに必要な支援が受けられるよう、関係者同士が繋がり連携します。



- 認知症の人と家族が自分たちに合ったサービスが選べるよう必要な情報を分かりやすく伝えます。

## 藤枝市が取り組むこと

- 認知症の人の声や姿をとおして認知症とともに生きることへの理解を深めることができる機会を創出します。

- 認知症の人の生活の中での障壁(バリア)をなくし、安全かつ安心して社会参加ができる認知症バリアフリーな環境づくりを進めます。

- 認知症の人の家族が、働きやすい環境や、自分の健康や暮らしを大切にでき、よりよく暮らし続けるための環境づくりを進めます。



# 認知症の人の声から学ぼう



## 自分ごととして 考えてほしい

鈴木利一さん(60代)



トラックの運転手をしていた頃に、行先の地図を見て、自分が今どこにいるのか分からなくなったのがはじまりでした。このまま自分はどうなってしまうのだろう…、どうして自分が認知症に…と思い、落ち込みました。そう思っても仕方がない、泣いても笑っても症状は変わらない、付き合うしかないと少しずつ気持ちを切りかえていきました。混乱することもあります。最近では、家が分からなくなってしまったことがありました。その時には、近所の人たちが目印をつけてくれて、一緒に考えてくれたことがとても嬉しかったです。「認知症」というと、どうしても他人ごとのように思ってしまうかもしれませんが、誰もがなり得るといことを知ってほしいです。

人形を作るのが  
趣味のひとつ

## 孫がいるから 頑張れる!

片山美さ子さん(70代)



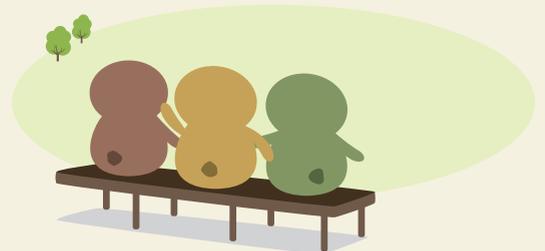
おかしいなと思いはじめたのは、冷蔵庫を開けて何を取りにきたのか分からないことが何度もあり、初めは笑ってやり過ぎていましたが、だんだんそうもいなくなり、医師に相談しました。診断を受けて、この先自分がどうなっていくのかが分からなくて不安な気持ちでいっぱいでした。今は、万歩計をつけて足と相談しながら、毎日歩いています。外に出ると気分転換にもなり、歩数をカレンダーにメモしていて、歩いた成果が目に見えて励みになっています。今でも朝起きた時に不安になることがありますが、壁に貼った孫の写真を見て、心を落ち着けています。

## 失敗してもいいから とにかくやってみる

永井三彦さん(60代)



診断を受けて、仕事を退職しましたが、仕事がない生活への不安や、働きたいという思いがあり、現在はB型就労継続支援事業所に通い、プラモデルの袋詰めや農業の仕事をしています。認知症であることを隠す必要はないと思っています、友だちにも伝えています。認知症といってもその症状は人それぞれです。何もできないわけではないので、とりあえず自分でやってみることが大切だと思っています。全てが全て周りの人たちに手伝ってもらいたい訳ではありません。失敗もあるけれど、自分で挑戦したり、工夫することが大切だと思っています。



# 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

(令和6年1月1日 施行)

## POINT!

認知症の人を支援するための法律ではなく、今認知症とともに生きる人、これから認知症になるかもしれない人、一人ひとりがよりよく生きるための法律。



## 目 的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することによって、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進。

## 基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- ⑤ 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- ⑥ 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。



藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

【TEL】054-643-3225 【FAX】054-643-3506

【E-mail】chiikicare@city.fujieda.shizuoka.jp